



短期利用契約のご利用について

利用対象者 / 船籍港又は定係港が道外の方(詳しくはお問い合わせ下さい)

① 短期利用契約は海上係留のみ

② 支払いは現金精算

③ 必要書類

1. 申込書(艇の到着後、マリーナで記入いただきます)

2. 船舶検査証書コピー

3. ボート免許証コピー

4. 保険証券コピー

5. パスポートコピー(外国籍の場合)

④ 利用料金

別紙利用料金表の通り
